

大和市監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年5月29日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 総務部
- 3 監査対象期間 平成31年4月～令和2年3月
- 4 監査年月日 令和2年5月29日
- 5 監査の方法 この監査は、総務部（総務課、人財課、契約検査課、管財課、公共建築課、収納課、市民税課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手の受払に関する事務
 - (9) 大和市史等有償刊行物の売払に関する事務
 - (10) 資料複写料徴収に関する事務
 - (11) 給料決定に関する事務
 - (12) 職員手当等返還に関する事務
 - (13) 不用物品の処理に関する事務
 - (14) 備品購入に関する事務
 - (15) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (16) 普通財産・行政財産の取得・処分に関する事務
 - (17) 普通財産の貸付及び管理に関する事務

- (18) 過誤納金還付に関する事務
- (19) 不納欠損処分に関する事務
- (20) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
- (21) 滞納処分に関する事務
- (22) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (23) 普通徴収賦課に関する事務
- (24) 特別徴収賦課に関する事務
- (25) 諸税（法人税、軽自動車税、たばこ税）賦課に関する事務
- (26) 土地賦課に関する事務
- (27) 家屋賦課に関する事務
- (28) 償却資産賦課に関する事務
- (29) 固定資産税の減免に関する事務
- (30) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (31) 公務災害補償に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(管財課)

普通財産の貸付及び管理に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。